

議案第60号

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成22年11月29日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

児童扶養手当法等の改正に伴い、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例（昭和41年葛飾区条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第34条」を「第45条」に改める。

第2条中「第17条」を「第24条」に改める。

付則第9条第7項中「第4条第2項第3号」の次に「、第8号、第9号又は第13号」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。